

告示

埼玉県告示第千三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	草加整形外科内科	所在地	草加市中央一  一 一八	開設者名	医療法人社団 東西医会	サービスの種類	訪問リハビリ テーション 介護予防訪問 リハビリテー ション	指定年月日	令和四年十月一 日
	いずみ薬局	深谷市血洗島 一八七	有限会社ケー ジエフ	居宅療養管理 指導	令和四年十一月 十日				
	小規模多機能ホ ーム 飛鳥野の 森	所沢市神米金 五〇五 一	社会福祉法人 博寿会	介護予防小規 模多機能型居 宅介護	令和四年十一月 一日				
				介護予防居宅 療養管理指導					
				小規模多機能 型居宅介護					